

愛媛県政務活動費の交付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員の通知)

第2条 条例第4条の規定による通知は、議員（異動）通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 議長は、政務活動費を受ける議員の住所、氏名その他議長が定める事項に変更があったときは、その都度、速やかに、住所等変更通知書（様式第2号）により知事に通知するものとする。

(請求)

第3条 条例第6条第1項の規定による請求は、政務活動費請求書（様式第3号）により行うものとする。

(収支報告書)

第4条 議員は、条例第8条第1項の規定により収支報告書を提出するときは、領収書その他の証拠書類の写しを添えるほか、事業実績報告書（様式第4号）を併せて提出しなければならない。議員であった者又は議員の相続人が、同条第2項の規定により収支報告書を提出するときも、同様とする。

2 議長は、収支報告書、領収書その他の証拠書類の写し及び事業実績報告書の写し（以下「収支報告書等」という。）を知事に送付するものとする。

(証拠書類の整理保管)

第5条 議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、その領収書その他の証拠書類を整理し、及び保管し、これらを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第6条 条例第12条第1項の規定による請求は、収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して2月を経過した日からすることができる。

2 収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 収支報告書等の閲覧をしようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書（様式第5号）に必要な事項を記載し、議長の承認を受けなければならない。

4 前項の規定により閲覧の承認を受けた者（以下「閲覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収支報告書等は、第2項の場所以外の場所に持ち出さないこと。
 - (2) 収支報告書等を亡失し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。
 - (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。
 - (4) 収支報告書等の閲覧が終わったときは、確実に係員に返還すること。
 - (5) その他係員の指示に従うこと。
- 5 議長は、閲覧者が前項の規定に違反した場合又はそのおそれがある場合には、その閲覧を停止し、又は禁止することがある。
- 6 前各項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

前 文

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

平成19年度分までの収支報告書及び事業実績報告書の閲覧の請求については、改正後の愛媛県政務調査費の交付に関する規程様式第5号記入上の注意1中「特定の議員」とあるのは「特定の会派」と、「議員の氏名」とあるのは「会派の名称」とする。

前 文

愛媛県政務調査費の交付に関する規程（平成13年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成24年愛媛県条例第82号）の施行の日から施行する。

【※改正条例施行日 平成25年3月1日】

前 文（抄）（令和5年3月22日議会告示第1号）

この規程は、告示の日から施行する。

様式第1号

（第2条関係） 議員（異動）通知書

様式第2号

（第2条関係） 住所等変更通知書

様式第3号

（第3条関係） 政務活動費請求書

様式第4号

（第4条関係） 事業実績報告書

様式第5号

（第6条関係） 政務活動費収支報告書等閲覧請求書

議 員 （ 異 動 ） 通 知 書

年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県議会議長

愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）第4条
第1項（第2項）の規定により、政務活動費の交付を受ける議員を別紙のとおり通
知します。

別紙

(異動)議員名簿(選挙区順 50 音順)					
選挙区	議員氏名	備考	選挙区	議員氏名	備考

注 不要の文字は、抹消すること。

住 所 等 変 更 通 知 書

年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県議会議長

愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）第4条第2項の規定により、政務活動費の交付を受ける議員の変更について、次のとおり通知します。

1 議員氏名		
2 変更年月日		
3 変更内容	変更前	
	変更後	
4 変更理由		

年度政務活動費請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

議員氏名 ⑩

愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）第6条
第1項の規定により、次のとおり請求します。

金 _____ 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった

年度第 四半期分政務活動費（ 月分～ 月分）

年 度 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日

愛媛県議会議長 様

議員氏名 ⑩

主な政務活動の実施状況について、次のとおり報告します。

1 調査研究の概要

2 その他の政務活動の概要

様式第5号(第6条関係) 政務活動費収支報告書等閲覧請求書

		※整理番号	
政務活動費収支報告書等閲覧請求書			
閲覧年月日	年 月 日		
氏名 (団体にあつては、その 名称及び閲覧者の氏 名)			
住所 (団体にあつては、主た る事務所の所在地)			
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 会社 電話番号		
政務活動費の 交付対象年度	年度		
備考			
記入上の注意 1 特定の議員に係る収支報告書等の閲覧を請求するときは、備考欄にその議員の氏名を記載してください。 2 ※印の欄は、記入しないでください。			